

答 申 書

(答申第117号)

令和元年8月22日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、福井県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、別表の「公開すべき部分」に記載した部分については、実施機関が公開しない理由として示した福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1号および第7号に掲げる非公開情報のいずれにも該当せず公開すべきであり、その他の非公開とした部分についての判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成29年7月4日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

福井県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）

公立学校の教職員に係る人事行政状況調査（文部科学省）調査票【様式1-3】懲戒処分等③（体罰に係るもの）（平成24年度分）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年8月17日付け学振第5822号により、次のとおり公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由	
1	鯖江中学校				
	(1)	生徒に対する教員の不適切な指導について(平成24年11月16日)	一部公開	・生徒の氏名、その家族の氏名、所属する組および部活動、住所、その他特定につながる部分 ・警察職員の氏名 ・教員の氏名、年齢、担任する組、担当、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
	(2)	調査委員会報告(平成24年11月21日)	一部公開	・生徒の氏名、所属する組、部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担任する組、担当、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
2	敦賀工業高等学校				
	(1)	教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	一部公開	・生徒の所属する部活動	下記理由1
	(2)	事情聴取の結果(平成25年2月7日)	一部公開	・生徒の氏名、所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担当、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
(3)	体罰に関する聴取結果について(報告)(平成25年2月8日)	一部公開	・生徒の氏名、住所、電話番号、所属する学科および部活動、その家族の氏名、その他特定につながる部分	下記理由1	

	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
	(4) 体罰に関する聴取結果について(報告)(平成25年2月9日)	一部公開	・生徒の氏名、住所、所属する学科、その他特定につながる部分	下記理由1
3	丹生高等学校			
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書2	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名	下記理由1 下記理由1および下記理由2
	(2) 丹生高校生徒への聴取結果(平成25年1月30日)	一部公開	・生徒の氏名、所属する組および部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名	下記理由1 下記理由1および下記理由2
	(3) 調査委員会報告(平成25年2月7日)	一部公開	・生徒の氏名、所属する組および部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
	(4) 事情聴取の結果(平成25年2月8日)	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、副担任を務める組、担当、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
	(5) 丹生高校父母の会に参加してのまとめ(平成25年2月10日)	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
4	武生工業高等学校			
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分	下記理由1
	(2) 調査委員会報告(平成25年2月8日)	一部公開	・教員の氏名、担任する学科、担当、その他特定につながる部分	下記理由1および下記理由2
	(3) 調査委員会報告(平成25年2月6日)	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、年齢、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
5	気比中学校			
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	一部公開	・生徒の所属する部活動	下記理由1
	(2) 調査委員会報告(平成25年2月7日)	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担任する組、担当、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
6	南越中学校			
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分	下記理由1
	(2) 調査委員会報告(平成25年2月6日)	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担当、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
7	栗野中学校			
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分	下記理由1
	(2) 調査委員会報告(平成25年2月7日)	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担任する組、担当、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
8	栗野南小学校			
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	一部公開	・児童の所属する学年	下記理由1

	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
	(2) 調査委員会報告（平成25年2月7日）	一部公開	・児童の所属学年、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担当、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
9	鯖江高等学校 全日制			
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	公開		
	(2) 調査委員会報告（平成25年2月7日）	一部公開	・生徒の氏名、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担当、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
10	敦賀高等学校			
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	一部公開	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分	下記理由1
	(2) 調査委員会報告（平成25年2月7日）	一部公開	・生徒の氏名、所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担当、その他特定につながる部分	下記理由1 下記理由1および下記理由2
11	平成24年度公立学校教職員の人事行政状況調査 調査票【様式1-3】懲戒処分等③（体罰に係るもの）	公開		
12	福井県内の公立小・中・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）	非公開		下記理由3

<公開しない理由>

理由1：条例第7条第1号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

理由2：条例第7条第7号に該当

県が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

理由3：該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年9月2日、本件処分の取消しを求めて実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成30年9月20日付け学振第7060号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号について

今回の一部公開範囲は、教師名が非公開とされている他、担当科目、職務分掌、部活動名、部活の得点、事故状況時の各種情報、体罰に至った経緯等、そもそもおよそ個人識別しえないと関連する判決（大阪高等裁判所判決平成18年12月22日（平成18年（行コ）第26号、同第68号）、大阪高等裁判所判決平成23年2月2日（平成22年（行コ）第153号）、神戸地方裁判所判決平成29年3月2日（平成28年（行ウ）第26号。以下「関連判決」という。）が認めた情報だけでなく、常識的に見ても広範にすぎる非公開が実施されており、全く不当である。法治行政の下にある行政機関として、関連判決を精査し、情報公開の実務の現在の水準を踏まえて公開・非公開の判断がなされるべきところ、そうした形跡は認められない。

そもそも体罰事故報告書自体には、当該教員がどのような処分をされたのかの記載はないのであり、別の文書において懲戒処分の内容を公開しているとすれば、それは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書の氏名公開それ自体がプライバシー侵害にはならないこと、よって本件処分においてそれを理由に条例第7条第1号該当を持ち出すことが不当であることは言うまでもない。

関連判決は、このように他の文書などで当該教員の懲戒処分等が公開されていても、そうした懲戒処分の記載のない文書においては、そのことと関わりなく、学校教員の体罰行為は、公務員の職務遂行上の行為であるとして、当該教員の氏名は公開すべきであると判断しているのである。

弁明書では、実施機関が「教員の懲戒処分に関する公開基準」なる内部規定によって個人が識別されないことを原則としているとのことであるが、そうした内部規定が司法判断に優越するわけではなく、本件については法的には関わりのない問題である。裁判所は氏名を公開することが条例の求めるところだと有権解釈しているのである。

神戸地方裁判所判決平成29年3月2日（平成28年（行ウ）第26号）では、照合の対象となる「他の情報」について、一般人基準を採用し、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる要保護性の高いケースについて例外的に特定人基準により非公開とする余地を残しているにすぎず、クラス担任や部活動担当教師の名前や学校名を非公開とすることを明確に否定している。

関連判決では「一般人基準」に基づき、一般人の立場からすればネット情報をもとにしても児童生徒を特定することはできないことから、インターネットによる個人識別性は認められていない。

最大の問題点の一つは、被害児童生徒・その保護者の意向・発言・見解等が一律に全面非公開とされている点である。これらの情報の中に特定個人の識別ができる部分があるならば、他の部分同様、その箇所のみを非公開にすれば済むはずであり、全面非公開とする以上、それはこの部分が全体として、条例第7条第1号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しなければならないことになるが、関連判決は、そのよ

うな考え方に立っていない。

また、教員名を公開すると、それだけで被害児童生徒が特定されるとの考え方に立つのかもしれないが、そのこと自体も関連判決で否定されている。

(2) 条例第7条第7号について

これらも関連判決およびそこに至る中で争われ、全て否定されてきている。そもそもここで言う「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、「客観的判断」や支障の程度の「実質性」、おそれについて、抽象的な可能性ではなく、「法的保護に値する蓋然性」が要求されることなどに照らし、主観的・形式的・抽象的に主張されているにすぎず、認められない。

そもそも個人情報該当性以外のこうした論点については、他自治体の審査会答申でも関連判決でも否定されており、無理筋の主張であると判断されていることも明らかである。

弁明書では、本件公文書を「公開しないことを前提として提供された情報」などと断定しているが、公開するかどうかは、条例によって決められるべき事項であり、実施機関の一存で決まるわけではない。

何よりもすでに教員名を公開している、兵庫県や神戸市ほか多くの自治体で同様の事態が続出して事務の適正な遂行に支障が生じている、などということはないのである。実名を公開したらこうした支障が生じるなどというのは、それこそ根拠のない憶測にすぎない。

体罰教員が実名公開されることは、むしろ体罰抑止という事務の適正な遂行に資するものであり、好ましいことである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第1号の該当性について

(1) 生徒に関する情報

生徒およびその保護者にとって、生徒が教員から体罰を受けたという情報は、通常知られたくない情報である。また、体罰に至るまでの経緯や、被害児童生徒およびその保護者の意向・発言・見解等についても同様であり、公にすることにより、被害児童生徒およびその保護者の権利利益を害するおそれがあるものと推定される。

また、学校は、生徒やその保護者はもちろん、その近所の住民や地元業者など地域とのつながりが深く、さらに、それぞれの人も密接な関係にあることが特徴であり、地元住民にとって関心が高い、地域に密着した公共機関としての特性がある。このため、学校の所在する地域の住民からの情報公開請求があった場合、他の情報と照合して特定の個人を識別することが容易である。また、それらの住民等は、その地域に暮らす生徒等が特に知られたくないと思う相手でもある。

情報公開にあたっては、当該請求のみならず、類似の文書に対する別の請求者からの情報公開も念頭に置いて、判断に一貫性があることが求められることを考慮した場

合、特定の個人を識別できる情報について特に慎重に判断しなければならない。

さらに、昨今、SNS等による各個人の情報発信能力は飛躍的に向上し、個人が入手した情報を不特定多数の人に発信することが可能となり、特定の人しか知らない秘密情報も瞬時に多くの人の知るところとなり得る状況があり、いわれのない非難や過度の反応など、社会的な問題ともなっている。

加えて、高度な検索機能によって、これまでは容易に調べられなかった情報も瞬時に特定され、拡散する。これらにより、従来よりも個人識別を可能にする情報が極めて多くなっていることにも留意が必要である。

非公開とした情報のうち、生徒の氏名、住所、保護者の氏名に加え、体罰を受けた事実、体罰に至る経緯や、被害児童生徒およびその保護者の意向・発言・見解等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報であり、第1号に該当することは明らかである。

生徒のクラス名、部活動の名称および活動場所等については、個人に関する情報であるものの、それだけでは特定の個人が識別され得るものではない。しかし、これらの情報を公開した場合、他の入手し得る情報と照合することによって特定の個人が識別される可能性は否定できないため、これらの情報も非公開としている。

生徒の在籍するクラスの担任および部活動の顧問の氏名は、特定の個人を識別するうえで、生徒のクラス名や部活動の名称と同程度の可能性を有するため、これらの教員の氏名も非公開としている。

体罰事案が発生した学校は、小中学校については特定の地域から、高校についても周辺地域から通う児童生徒が多く、広範囲には及ばない。

被害児童生徒およびその保護者の発言の部分は、反省・謝罪・心情の吐露等を示す情報であり、被害児童生徒が受けた体罰そのものに関する情報ではなく、体罰を受けたことに伴い、その心身に生じた異変等の状況を直接的あるいは間接的に示す情報である。

これらの情報は、個人の人格と密接に関わる情報であって、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(2) 加害教員に関する情報

教員の氏名については特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるが、条例第7条第1号ただし書において、公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、その職、氏名が非公開情報から除外されていることからすれば、懲戒処分等の原因行為である体罰行為は、生徒に対する教育指導等の過程、すなわち教員の職務遂行の過程で発生したものであり、そのような情報は公務員等の職務に関する情報として基本的には公開すべきものと言える。

他方で、当該情報は教員が懲戒処分等を受けたことを示す情報でもあり、この公務員が懲戒処分を受けたという情報は、公務遂行等に関して非違行為があったことを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきものであるから、その氏名を公開することにより、当該公務員の私生活上の権利利益を不当に害するおそれがある。

したがって、教員の氏名は、同号の非公開情報に該当し、また、同号ただし書のい

ずれにも該当しないことから非公開としている。

次に、教員の役職、担任クラス名、顧問部活動名等は、他の情報と照合することにより、当該教員が誰であるかを識別し得るものであるとともに、1（1）で述べたとおり、体罰を受けた被害児童生徒個人を識別することを可能とする情報であることから、非公開としている。

なお、実施機関では、教員の懲戒処分に関する公開基準を定めており、公開の対象となる処分等は、地方公務員法に基づく懲戒処分またはその監督者への処分としており、公表する内容は、被処分者の所属の所在地域および区分、処分の内容等、個人が識別されない内容とするを原則としている。これは、懲戒処分を受けたことが、教育公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有することにより、公表することによって教育公務員である被処分者の権利利益を今後不当に害するおそれがあることが十分考えられるからであり、本件処分にあっても、この基準を参考にしている。

2 条例第7条第7号の該当性について

市町立の小中学校の教員に係る体罰事案は当該市町教育委員会からの報告に基づき処分を検討するが、その報告は、実施機関限りで判断材料にするにとどめ公開しないことを前提として提供された情報であり、これを無条件に公開することは市町教育委員会との間の信頼関係を損ない、将来同様の事案が生じた場合の報告や事情聴取等の際に正確で客観的な情報が入りにくくなるおそれがある。

また、市町教育委員会との信頼関係が損なわれた場合、人事異動に関して職員の正確な情報の収集が難しくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがある。

また、教員による不適切な指導事案についての個人情報等が公開され、広く児童生徒、その保護者および地域住民の知るところとなった場合、当該教員の評価が不当に下げられてしまうおそれがあるほか、学校の教育活動に対して地域・保護者からの不要な不信感が生じ、学校運営に対しての異議や苦情等が必要以上に学校や実施機関に集まることにより、円滑な学校運営や教育行政に支障をきたし、生徒の学校活動にも影響が出るおそれが十分にある。

再発を防止するためには、体罰を行った教員の氏名を公開することにより、保護者をはじめとする地域住民からの非難を促すことや、あるいは、公開を前提とすることにより教員を自重させるのではなく、校長、教頭および実施機関からの指導や研修等により、当該教員の教育活動の改善を図ることが重要であり、本来のあり方である。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、条例第7条第1号および同条第7号に掲げる非公開情報に該当することならびに文書番号12が不存在であることを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分のうち、文書番号1から文書番号10まで（文書番号9の（1）を除く。以下「本件対象公文書」という。）の公開を求めていることから、以下、当該部分に係る非公開情報の該当性について検討する。

2 被害児童生徒等に関する情報について

（1）条例第7条第1号前段の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、個人情報として公開しないと定めている。

被害児童生徒等の情報のうち、被害児童生徒およびその保護者の氏名、住所ならびに電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報として、同号前段に該当する。

また、被害児童生徒の所属する学級や部活動等、直接的に特定の個人を識別することができない情報については、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報かどうかにより、同号前段の該当性を判断する。

そして、照合の対象となる「他の情報」については、県政の遂行状況等を県民に説明する責務を全うし、県民の知る権利の実現に寄与するという情報公開制度の趣旨・目的と、公開することにより害される権利利益の保護との利益衡量の観点から、公開請求の対象となっている文書に記載された情報の性質や記載内容等に応じて、個別具体的に検討するのが相当である。

この点、被害児童生徒と同じ学級や部活動に所属する児童生徒、その保護者、当該児童生徒が通う学校の教職員、当該学校の地域住民など、当該児童生徒または当該体罰事故に関わる情報をもともと保有している者あるいはそのような情報を入手しやすい状況にある者がその情報を入手することを想定して当該児童生徒を特定し得るかどうかを決するとすれば、非公開の範囲が無限に広がりかねず、ひいては情報公開制度の趣旨を大きく没却する結果となり、相当でない。

そこで、このような特定の立場にある者が有する情報または入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別されることにより、当該個人の人格的利益が著しく侵害され、社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非公開とすべきものと解される。

本件対象公文書に記載されている体罰事案は、被害児童生徒の学校生活や部活動における態度が良くないと感じた教員が当該児童生徒を指導する中で体罰を行ったものであり、当該児童生徒の年齢や当時の状況に照らし、特異な行動をとったと認められるものや当該児童生徒の名誉を大きく侵害するようなものであるとは言えないことから、仮に特定の立場にある者が当該児童生徒を特定し得る可能性があるとしても、当該児童生徒の人格的利益や社会的評価に関して上記のような事態が生じる相当程度の蓋然性は認められない。

したがって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合に該当するか否かは、一般人が通常入手し得る情報との照合により、特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められるか否かにより決すべきである。

以上の考え方に立てば、被害児童生徒等に関する情報のうち、被害児童生徒の学級および部活動での役割については、本件処分において既に公開されている部分を含め、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、当該児童生徒を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められるが、それ以外の情報については、相当程度確実であるとはいえない。

また、文書番号8については既に被害児童生徒の学級が公開されていることから、学年が公になると、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、当該児童生徒を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められる。

よって、被害児童生徒の学級（文書番号8については学年）および部活動での役割については、同号前段に該当するが、それ以外の情報については、同号前段に該当しない。

(2) 条例第7条第1号後段の該当性について

被害児童生徒等に関する情報のうち、被害児童生徒の家庭状況、健康状態、非行等に関する部分および成績に関する部分については、当該情報から特定の個人を識別できるとは言えないものの、個人の人格権と密接に関わる情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第7条第1号後段に該当する。

また、被害児童生徒およびその家族の言動や心情に関わる部分のうち、個人の人格権と密接に関わる情報と考えられる被害児童生徒の評価に係る部分や被害児童生徒およびその家族固有の思想、信条、考えおよび心情に係る部分（以下「被害児童生徒の評価等に係る部分」という。）についても同号後段に該当するが、それ以外の部分については、同号後段には該当しない。

(3) まとめ

以上より、被害児童生徒等に関する情報のうち、被害児童生徒およびその保護者の氏名、住所ならびに電話番号の他、被害児童生徒の学級（文書番号8については学年）、部活動での役割、家庭状況、健康状態、非行等に関する部分、成績に関する部分ならびに被害児童生徒およびその家族の言動や心情に関わる部分のうち被害児童生徒の評価等に係る部分について、条例第7条第1号に該当するとした実施機関の説明は妥当であるが、被害児童生徒の部活動、学科、学年、役職、受診医療機関、学校で

の状況、出欠状況、出身中学校、生徒の保護者の役職ならびに被害児童生徒およびその家族の言動や心情に関わる部分のうち被害児童生徒の評価等に係る部分以外の部分については公開すべきである。

3 加害教員等に関する情報について

(1) 条例第7条第1号の該当性について

ア 同号ただし書ハの該当性について

体罰は、教育現場における教育指導等の過程で発生するものであることから、加害教員が体罰を行ったことを示す情報は、同号ただし書ハの公務員等の職務の遂行に関する情報であると認められる。

イ 同号ただし書ハ括弧書の該当性について

次に、本件対象公文書には加害教員が行った体罰について調査・報告が行われたことを示す情報が記載されているにとどまり、当該教員が具体的にどのような懲戒処分等を受けたかについては記載されていないことから、懲戒処分等の内容に関する情報そのものとは異なり、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる公務員の私事に関する情報とは認められない。

よって、同号ただし書ハ括弧書に規定する公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報には該当しない。

ウ 同号後段の該当性について

加害教員等に関する情報のうち、加害教員の家庭状況および刑罰に関する情報については、当該情報から特定の個人を識別できるとは言えないものの、個人の人格権と密接に関わる情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、同号後段に該当する。

エ 同号前段の該当性について

実施機関は加害教員等に関する情報を公開することにより、被害児童生徒の識別にもつながる旨主張していることから、同号前段の該当性についても検討する。

前述のとおり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合に該当するか否かは、一般人が通常入手し得る情報との照合により、特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められるか否かにより決すべきであるが、加害教員等に関する情報については、本件処分において既に公開されている部分を含め、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、当該児童生徒を識別することが相当程度の確実性をもって可能とは認められないため、同号前段には該当しない。

(2) 条例第7条第7号の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、事務執行情報として公開しないと定めている。

本件対象公文書に記載されている体罰事案は、実施機関に対し、各学校が体罰や気がかりな指導等について、事案の軽重を問わず広く報告を行ったものであり、学校が当該事案を把握したきっかけが加害教員自らの申告によるものであることも少なくな

い。そのような調査について、事情聴取を受けた加害教員およびその他の教員（校長および教頭を除く。以下同じ。）の氏名が公開されることになると、事案に係る教員が批判をおそれて自己申告を躊躇したり、事案の詳細を報告しなくなるおそれがある等、今後の体罰事案の把握に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、加害教員およびその他の教員の氏名ならびに加害教員の印影は、同条第7号に該当する。

(3) まとめ

以上より、加害教員等に関する情報のうち、加害教員の家庭状況および刑罰に関する情報については条例第7条第1号に該当し、加害教員およびその他の教員の氏名ならびに加害教員の印影については同条第7号に該当するとした実施機関の説明は妥当であるが、加害教員の年齢、担当する学年、学級、学科、科目、業務および部活動、過去の勤務先ならびに勤務年数については公開すべきである。

4 まとめ

以上のことから、実施機関が行った一部公開決定のうち、別表の「公開すべき部分」に記載した部分については公開すべきであると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年 9月25日	・ 諮問書の受理
平成30年10月31日	・ 審議（第1回）
平成30年12月 5日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第2回）
平成31年 2月 4日	・ 審議（第3回）
平成31年 2月27日	・ 審議（第4回）
平成31年 3月28日	・ 審議（第5回）
平成31年 4月24日	・ 審議（第6回）
令和元年 5月31日	・ 審議（第7回）
令和元年 6月26日	・ 審議（第8回）
令和元年 7月24日	・ 審議（第9回）
令和元年 8月22日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
内 川 毅 彦	会 長
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
前 田 清 作	

別表

	公文書の名称	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分
1	<p>鯖江中学校</p> <p>(1) 生徒に対する教員の不適切な指導について（平成24年11月16日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、その家族の氏名、所属する組および部活動、住所、その他特定につながる部分 ・警察職員の氏名 ・教員の氏名、年齢、担任する組、担当、その他特定につながる部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の所属する部活動およびその特定につながる部分、受診医療機関、学校での状況、出欠状況 ・教員の年齢、担任する組、担当、過去の勤務先 ・3ページ目24行目14文字目から28文字目まで ・4ページ目8行目14文字目から9行目2文字目まで ・11ページ目18行目14文字目から19行目まで ・13ページ目12行目21文字目から28文字目まで、14行目28文字目から15行目26文字目まで18行目31文字目から19行目11文字目まで、28行目3文字目から12文字目まで、34行目30文字目から35行目5文字目まで、39行目17文字目から39文字目まで ・14ページ目13行目22文字目から36文字目まで、21行目31文字目から22行目3文字目まで ・15ページ目1行目25文字目から2行目11文字目まで、5行目36文字目から6行目7文字目まで、10文字目から13文字目まで、40文字目から7行目4文字目まで、10行目25文字目から28文字目まで、12行目34文字目から13行目3文字目まで、20文字目から35文字目まで、23行目12文字目から21文字目まで、25行目3文字目から12文字目まで、15文字目から26文字目まで、28行目27文字目から29行目4文字目まで、18文字目から23文字目まで、32行目35文字目から38文字目まで、33行目37文字目から34行目1文字目まで40行目25文字目から41行目6文字目まで、18文字目から23文字目まで ・16ページ目2行目13文字目から22文字目まで、4行目35文字目から5行目7文字目まで、6行目3文字目から7行目4文字目まで、25文字目から8行目25文字目まで、17行目22文字目から18行目8文字目まで、41行目33文字目から38文字目まで ・17ページ目1行目1文字目から21文字目まで、8行目3文字目から5文字目まで、25行目15文字目から26行目まで、28行目23文字目から35文字目まで、37文字目から29行目7文字目まで、35行目25文字目から36行目24文字目まで、37行目18文字目から38行目7文字目まで、12文字目から15文字目まで、31文字目から34文字目まで、42行目22文字目から43行目32文字目まで ・18ページ目7行目5文字目から21文字目まで、33文字目から8行目まで、10行目12文字目から11行目15文字目まで、18文字目から13行目まで

	公文書の名称	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分
			<ul style="list-style-type: none"> ・20ページ目21行目19文字目から27文字目まで ・21ページ目37行目28文字目から38行目19文字目まで
	(2) 調査委員会報告(平成24年11月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、所属する組、部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担任する組、担当、その他特定につながる部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の所属する部活動 ・教員の担任する組、担当、過去の勤務先 ・4ページ目21行目18文字目から26文字目まで、29文字目から33文字目まで
2	敦賀工業高等学校		
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	・生徒の所属する部活動	・全て
	(2) 事情聴取の結果(平成25年2月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担当、その他特定につながる部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の所属する部活動およびその特定につながる部分 ・教員の担当およびその特定につながる部分
	(3) 体罰に関する聴取結果について(報告)(平成25年2月8日)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、住所、電話番号、所属する学科および部活動、その家族の氏名、その他特定につながる部分 	・生徒の所属する学科、受診医療機関、所属する部活動
	(4) 体罰に関する聴取結果について(報告)(平成25年2月9日)	・生徒の氏名、住所、所属する学科、その他特定につながる部分	・生徒の所属する学科
3	丹生高等学校		
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書2	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名 	・生徒の所属する部活動およびその特定につながる部分
	(2) 丹生高校生徒への聴取結果(平成25年1月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、所属する組および部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名 	・生徒の所属する部活動およびその特定につながる部分、出身中学校
	(3) 調査委員会報告(平成25年2月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、所属する組および部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、その他特定につながる部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の所属する部活動およびその特定につながる部分 ・教員の担当
	(4) 事情聴取の結果(平成25年2月8日)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、副担任を務める組、担当、その他特定につながる部分 	・教員の担任および副担任を務める組、担当およびその特定につながる部分、過去の勤務先
	(5) 丹生高校父母の会に参加してのまとめ(平成25年2月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、その他特定につながる部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の所属する部活動およびその特定につながる部分 ・生徒の保護者の役職 ・教員の担当
4	武生工業高等学校		
	(1) 教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分	・生徒の所属する部活動およびその特定につながる部分
	(2) 調査委員会報告(平成25年2月8日)	・教員の氏名、担任する学科、担当、その他特定につながる部分	・教員の担任する学年、学科、担当、勤務年数
	(3) 調査委員会報告(平成25年2月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、年齢、その他特定につながる部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学年 ・教員の年齢、担当およびその特定につながる部分、勤務年数

	公文書の名称	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分
5	気比中学校		
	(1)	教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	・生徒の所属する部活動 ・全て
	(2)	調査委員会報告（平成25年2月7日）	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担任する組、担当、その他特定につながる部分 ・生徒の役職 ・教員の担当およびその特定につながる部分
6	南越中学校		
	(1)	教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・生徒の所属する部活動
	(2)	調査委員会報告（平成25年2月6日）	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担任、その他特定につながる部分 ・生徒の所属する学年 ・教員の担当およびその特定につながる部分 ・2ページ目29行目3文字目から8文字目まで
7	栗野中学校		
	(1)	教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・生徒の所属する部活動およびその特定につながる部分
	(2)	調査委員会報告（平成25年2月7日）	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担任する組、担当、その他特定につながる部分 ・教員の担任する学年、組（生徒の所属する組を除く。）、担当およびその特定につながる部分、過去の勤務先、勤務年数 ・1ページ目18行目12文字目から26文字目まで
8	栗野南小学校		
	(1)	教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	・児童の所属する学年 -
	(2)	調査委員会報告（平成25年2月7日）	・児童の所属学年、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担任、その他特定につながる部分 ・教員の担当 ・2ページ目13行目29文字目から38文字目まで、41文字目から14行目25文字目まで、22行目27文字目から24行目5文字目まで
9	鯖江高等学校 全日制		
	(2)	調査委員会報告（平成25年2月7日）	・生徒の氏名、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担任、その他特定につながる部分 ・生徒の出欠状況 ・教員の担当 ・1ページ目15行目38文字目から16行目12文字目まで
10	敦賀高等学校		
	(1)	教職員の児童生徒への指導状況についての報告書	・生徒の所属する部活動、その他特定につながる部分 ・生徒の所属する部活動およびその特定につながる部分
	(2)	調査委員会報告（平成25年2月7日）	・生徒の氏名、所属する部活動、その他特定につながる部分 ・教員の氏名、担任、その他特定につながる部分 ・生徒の保護者の役職 ・教員の担当およびその特定につながる部分